

## 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

伊藤正一

## 小引

ドイツ・マルク貸借対照表法の補充ならびに変更に関する、筆者が仮りに補完法と略称しているものは、既にその第三次のものまで三つの独立した法律として、相次いで公布・施行せられて来た。茲に紹介するのはこれ等に次ぐ第四次のもので、*Viertes D-Markbilanzergänzungsgesetz vom 7. April 1961 (BGBl. I S. 413)* である。

この第四次補完法を以って、ドイツ・マルク開始貸借対照表の為の立法措置は、一応終止符が打たれることになったと報ぜられている。蓋し目下のところ、これ以上更らに立法的措置を必要とするような事態の推移は、予想せられない為であるという。願れば一九四九年ドイツ・マルク貸借対照表法という画期的立法により、当時の

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

弊制改革に伴う緊急措置として、企業經理の建直しのために会計における継続性を中断するという英断に出でてより、既に十数年を経過した。この間筆者が固有法と略称する右の一九四九年法に続いて、ベルリン地区やザール地域などに対しても、それぞれのものが備えられ、一方固有法の適用地域の拡大が行われると共に、元來施行規則などの付属法令を伴わないでスタートした、固有法ならびにこれに準ずる上記の特別地域に対するものについて、施行の経験とその後の事情の変化に伴って必要となった補充や変更につき、数次の補完法を以ってこれに依じて来たものであった。今ここにいう第四次のもので、漸くその最終的処置が採られることとなったが、固有法以來その全貌について、数年間に亘り訳出・紹介して来た筆者としても、會計的側面よりの内容に関する再検討は暫く別として、資料・紹介としては、これまた一応の結末をつけることとなり得たように思う。

この第四次補完法は、内容的には商法的側面と税法的側面との二部に分れて編成せられている。これによって實質的には、特定の財産諸物件に関する評価の取扱が、従來の規定からかなり乖離したものとなっている。特に固有法第四十七条による掲上価額の商法的側面の修正に重要な変更が加えられ、これに応じて税務貸借対照表についても、その変更とこれに伴う処置とが定められている。

更らに在外財産その他の、従來の措置では備忘価額もしくは暫定的価額を以てせられたものについて、最終的な評価額が与えられるに至った。これは近年になって漸く、國際的協約や私的な取極め又は押収した相手国の一方的措置によって、ドイツの在外財産の大半の処置が明らかとなる一方、戦災処理法によって、その他のドイツ・マルク貸借対照表上の財産の大部分の最終的掲上価額が確定せられたからである。

その外、負担調整法に基づく供出の財産諸物件、己に掲上済の「参加」の掲上金額の再修正、過剰法定積立金

の取扱、解散会社の継続、資本欠如勘定の消去などに関する規定、ならびに特殊の企業における退職給与引当金に関する税法上の取扱に関するものなどを含んでいる。

訳文は若干晦渋でもなるべく原文に近いように心掛けた。訳者の主観による平易化は、場合によっては原文を正しく反映する上で正鴻を失する虞があると考えたからである。内容に関する解説は、紙幅の関係上今回はこれを断念し、これを他日に期した。その代り特殊の用語や訳者の已むを得ず当てた新造語には、なるべく原語を併記し、必要最少限度の注記を付ける方法を採用した。

なお従前のすべての拙訳および解説については、従来の関係拙稿で随所にこれを注記して来たが、特に本誌第十三号所載の拙稿の末尾における注記には、その主要なものを掲げておいた。必要によりそれ等との対照を乞う。

(昭和三十八年陸月中旬、宇奈根台にて)

## 第一部 商法的規定

### 第一章 在外財産及びその他の暫定的に評価された財産諸物件

#### 第一節 在外財産

##### 第一条

(一) ドイツ・マルク貸借対照表法(以下本訳文においては固有法と略称する——訳者)第九条により評価すべ

第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

きであった財産諸物件につき、已に掲上げされている備忘項目又はその他の価額は、それ等の財産諸物件が本法の施行前に返還せられて居り、もしくはこの時以降に返還せられるときは、第二項に規定する最終的価額の掲上により、これを変更することができる。已に掲上げされている価額は、第二項により最終的価額として維持し得られない限り、これを変更しなければならない。

(二) 財産諸物件は、それ等が返還せられる時において付すべき価額を最高限度として、最終的にこれを掲上げることができる。

(三) 第二項により許容せられる価額は、正規簿記の諸原則が、決算日においての減価償却又は価値修正を要請しない場合においてのみ、これを掲上げすることができる。

(四) 固有法第四十七条は、第一項による価額の変更には適用しない。

〔訳者注〕 第二項の「返還せられる時において付すべき価額」は、ドイツ商法、同株式法および固有法等において用いられているものと同様に、本学研究叢書第四冊拙稿「ドイツ・マルク貸借対照表の研究」第五頁以下で論じた通りの性質のもので考へる。

## 第二条

(一) 第一条により変更し得る価額は、積立金が設けられる営業年度の年度貸借対照表上においてのみ、これを変更することができる。第一条により変更しなければならない価額は、この年度貸借対照表上において変更しなければならない。積立金が設けられる営業年度の年度貸借対照表が、本法の施行の時に確定済であるときは、本法の施行後の最初の確定年度貸借対照表がこれに代わるものとする。

(四) 第一項に定める年度貸借対照表およびその後の年度貸借対照表については、返還せられた財産諸物件に対して第一項に定める年度貸借対照表に掲げられた価額を、それがこの年度貸借対照表につき第一項、第二項および第三項により許容せられる最高価額を越えない限り、株式法第百三十三条第一号乃至第三号、有限責任会社に關する法律第四十二条第一号、協同組合法 (Genossenschaftsgesetz) 第三十三条C第一号及び第二号、ならびに定款の (der Satzung des Gesellschaftsvertrages, des Statuts) これに相当する規定の意味における、取得価額又は製作価額とする。

〔訳者注〕 単に協同組合法というのは、営利・經濟協同組合法 (Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften vom 20. 5. 1898) を指す。

### 第三条

第一条および第二条は次の各場合にこれを準用する。

一、返還されない財産物件についても、これに対し他の財産物件、特に賠償 (Entschädigung) が保証せられてゐるとき。

二、固有法第九条によって評価すべきであった財産諸物件が、外国においてドイツの在外財産の取扱に關して採られた措置に基づいて、対価を払ってする還付取得 (Rückerwerb) の方法により再び取得せられたとき。

三、その最終的評価が第一条、第二条によって定まる財産諸物件の返還、第一号の意味における財産諸物件の保証、もしくは第二号の意味における財産諸物件の還付取得に關連して、返還、保証または還付取得の時ま

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

でに、これ等の財産諸物件に生じた収益、この収益より生じた財産諸物件、またはその他の財産が取得せられたとき。

〔訳者注〕 還付取得とは、単純な返還 (Rückgabe) と区別せんが為に別語を採つたもの。訳者の造語である。他に適訳もしくは定つた訳語があれば改める予定。以下造語については凡て同様。

第二節 その他の暫定的に評価せられた財産諸物件

#### 第四条

(一) 新幣制地域外に在る財産諸物件、特に新幣制地域外の債務者に対する債権、ならびに固有法もしくはドイツ・マルク貸借対照表補完法の規定に基づき開始貸借対照表に、暫定的に備忘項目を以つて掲上し又は暫定的に評価すべきであつたその他の財産諸物件の掲上価額は、暫定的評価の根拠が消滅し且つ法律的に最終的価額が特定まらないときは、第二項に定める最終的価額の掲上により、これを変更することができる。掲上価額は、第二項により最終的価額として維持し得ないときは、これを変更しなければならない。第一条第四項はこれを準用する。

(二) 財産諸物件は、その暫定的評価の根拠が消滅した時において付すべき価額を越えない価額を以つて、最終的に掲上することができる。第一条第三項はこれを準用する。

(三) 第一項により変更し得る掲上価額は、暫定的評価の根拠の消滅した営業年度の年度貸借対照表においてのみ、これを変更することができる。第一項により変更しなければならぬ掲上金額は、この貸借対照表において変更することを要する。暫定的評価の根拠の消滅した営業年度の年度貸借対照表が、本法の施行の時既に確定済

であるときは、本法施行後の最初の確定年度貸借対照表がこれに代わるものとする。第二条第二項はこれを準用する。

(四) その最終的評価が第一項乃至第三項により定まる財産諸物件の代りに、もしくはそれ等との関連において、第三条第一号および第三号に掲げた性質 (Art) の財産諸物件を取得したときは、第一項乃至第三項を準用する。

(五) 為替債務関係の掲上価額および外国債権者に対する債務の掲上価額の修正については、法律上その最終的掲上価額が特に定められていない限り、なお固有法第四十七条の規定に拠る。

〔訳者注〕 第一項のドイツ・マルク貸借対照表補完法は原文では複数である。従って補完法全体を指すもので特定次のそれではないと看るべきであろう。第二項の「返還せられる時において付すべき価額」については、第一条に対する訳者注と同断。

### 第三節 貨幣機関、保険業および建築貯蓄金庫への適用

#### 第五条

(一) 貨幣機関 (Geldinstitut) の証明済換算計算書 (bestätigte Umstellungsrechnung) 又は旧銀行計算書 (Altbankenrechnung) もしくは保険業又は建築貯蓄金庫の証明済換算計算書に、固有法もしくはドイツ・マルク貸借対照表補完法によって作成せられる開始貸借対照表に掲上されるとき第一条乃至第四条によってその最終的評価の決定せられるべき財産諸物件が、この規定による許容最高価額より低い価額にて掲上せられているときは、企業は第二項に定める年度貸借対照表において、前営業年度の年度貸借対照表上財産物件に付したより

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

低い価額を、第一条乃至第四条により許容せられるより高い価額の挿入によりこれを変更することができる。第一条第四項はこれを準用する。

(二) 掲上価額は、第二条第一項第一段及び第三段、第四条第三項第一段及び第三段に定める年度貸借対照表においてのみ、第一項に基づいてこれを変更することができる。企業の換算計算書又は旧銀行計算書が、第一段に定める年度貸借対照表の作成日以後において証明せられるときは、換算計算書又は旧銀行計算書が証明せられる営業年度の年度貸借対照表が、この年度貸借対照表に代わるものとする。第二条第二項はこれを準用する。

〔訳者注〕貨幣機関とは通貨法 (Währungs-gesetz vom 20. 6. 1948) が、振替為替局、郵便貯金局を含めての、凡ての信用機関を示す語として用いたもの。補完法については前条の訳者注参照。

第四節 ザール・ドイツ・マルク貸借対照表法により暫定的に評価せられた

財産諸物件の最終的評価

#### 第六条

一九五九年六月三十日付ザール・ドイツ・マルク貸借対照表法 (連邦法令公報 I 三七二頁) の規定により作成せられるドイツ・マルクによる開始貸借対照表に、暫定的に備忘項目をもって掲上せられた財産諸物件の最終的評価については、第一条乃至第四条を準用する。

〔訳者注〕ザール法については、本学会研究叢書第四冊の拙稿第二十七頁以下の参照を乞う。



## 第二章 参加の掲上価額の再修正

### 第七条

(一) 修正貸借対照表(第四項)の作成日において、なお第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第四条第一項第二段にいう参加に該当する、同第一条乃至第九条に基づく資本会社に対する持分の最終的掲上価額は、参加関係となる資本会社が、その開始貸借対照表に掲げた価額を後の年度貸借対照表上引上げ、その価額引上の総額が、第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第二条第五項の意味における自己資本の百分の二十に達するとき、これを修正することができる。この条件が繰り返し生ずるときは、その都度修正をなすことができる。

(二) 第一項の適用には、本法第一条乃至第五条およびザール・ドイツ・マルク貸借対照表補完法第五十八条乃至第六十条に基づく価額引上のみを顧慮すべきものとする。本法の施行に先立ち固有法第四十七条に基づいて、より高い金額の掲上により修正せられた掲上価額が、この修正がなければ第一条乃至第四条に基づいて修正額だけ引上げ得べきものであるときも、本法第一条乃至第五条に拠る価額引上に等しいものとする。

(三) 参加につき掲上した価額は、参加関係に在る資本会社の自己資本の引上額のうち、参加に割合上相当する額を最高限として修正することができる。第一条第三項はこれを準用する。修正には固有法第四十七条を、法定積立金(特別積立金)に組入れなければならない金額は、法定積立金(特別積立金)が名目資本金の百分の十もしくは定款に定めたこれを超える割合に達したときは、任意積立金にも組入れ得ることとして、これを適用す

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

る。

(四) 修正は、参加関係に在る資本会社が、第二項の意味における価額の引上により、第一項第一段に定める総額に達した年度貸借対照表を確定した営業年度の年度貸借対照表においてのみ、これを行うことができる。第一段に定める修正貸借対照表が、本法施行の時既に確定済であるときは、本法施行後の最初の確定年度貸借対照表がこれに代わるものとする。

(五) 貨幣機関、保険業又は建築貯蓄金庫において、第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第九条に基づく最終的掲上価額の第一項乃至第四項に拠る修正は、企業の換算計算書を拘束しない。修正には第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第九条第二項乃至第七項を準用する。本条第三項第二段の規定は、これを適用しない。

〔訳者注〕 参加は *Beteiligung*、「企業参加」とも訳されているもの。

### 第三章 過剰の法定積立金の任意積立金への繰入

#### 第八条

(一) 資本会社（株式会社、株式合資会社、有限責任会社）は、法定積立金（特別積立金）を、その額が名目資本金の百分の十もしくは定款に法定積立金の最低額として定めたこれを超える割合を超過するときは、これを任意積立金に繰入れることができる。但し資本関係の新決定に際し法定積立金に繰入れられたもの、および後の年度貸借対照表において、固有法第四十七条第一項により繰入れられたものの合計額を限度とする。この合計額

は、返還法 (Rückerstattungsgesetz) に基づいて返還せらるべき財産諸物件に対する請求権についての掲上額と、この財産諸物件につき返還後掲上せられたより高い金額との差額だけ増大する。但しこの額が法定積立金に組み入れられているときに限る。

(二) 第一項は、営利・経済協同組合にこれを準用する。

〔訳者注〕 返還法とは人種、宗教、国籍その他の理由から没収されていた財産諸物件の返還に関するもので、軍政府法律第五九号 (米占領地区は一九四七年十一月十日付、英占領地区は一九四九年五月十二日付)、その他他占領地区や西ベルリンについての同主旨の命令を指す。

#### 第四章 特殊の場合における解散企業の継続

##### 第九條

(一) 固有法第八十條第一項および第四項によりもしくはその他の理由に基づいて、資本関係の新決定に先立つて解散した株式会社、株式合資会社、有限責任会社もしくは協同組合に対し、第一條第一項の意味における財産諸物件が返還せられ、もしくはこれ等に対しこの種の財産諸物件につき、賠償 (Ersatz) または填補 (Entschädigung) が保証せられているときは、企業の継続につき、第二次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第一條第一項乃至第三項および第二條を、次の諸項の制限の下に準用する。企業が固有法もしくはドイツ・マルク貸借対照表補完法に従い、備忘項目を以って掲上しもしくは暫定的に評価すべきであった財産諸物件につき、暫定的評価

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

の根拠の消滅という理由により、最終的価額を掲上することのできる場合についても亦同様とする。

(四) 資本会社の株主総会（社員総会）は、最終的価額の掲上に基づいてする第一項に掲げる財産諸物件についての価額の引上が、固有法第四十四条第一項第一段および第四十四条第二項第一段に規定する名目資本金の最低金額に達する場合に限り、会社の継続を決議することができる。

(五) 継続は、財産諸物件が返還せられ、これ等に対する賠償または填補が保証せられ、もしくはその暫定的評価の根拠が消滅した歴年度に次ぐ歴年度の経過するまでを限り、決議することができる。この種の条件が本法施行前に已に備わっているときは、一九六一年十二月三十一日迄を限り、その継続を決議することができる。

〔訳者注〕 第一項第一段のドイツ・マルク貸借対照表補完法もまた複数であり、すべての補完法を含む。

### 第五章 資本欠如勘定の消去

#### 第十条

固有法第三十八条により開始貸借対照表に掲上せられた資本欠如勘定 (Kapitalverlustkonto) の消去には、他の法律規定による消去に使用すべき金額の外に、固有法第四十七条第一項による掲上金額の修正に基づく価額引上、および第一条乃至第四条による掲上金額の変更に基つく価額引上、ならびに法定積立金または任意積立金の繰入をも含めてのその他の使用が、資本欠如勘定の存する限り許されない年度純益を当てるべきものとする。

〔訳者注〕 已に施行せられている消去を命ずる他の法律規定は、一九五三年八月二十日の「戦前債務のドイツ国内の規制に

関する法律」に基づいて受領した金額もしくは戦前債務の減少額だけ、その消去を命じている第三次補完法第十二条第六号により改正せられた固有法第三十八条第五号。

## 第六章 解散会社の株式に対しての個別証券の発行

### 第十一条

(一) 解散した株式会社または株式合資会社は、有価証券整理法 (Wertpapierbereinigungsgesetz) 第四十条によりライヒス・マルク建て発行した株式につき作成すべき個別証券を、商業登記簿への資本関係の新決定の登記をなすことなく、総合証券のライヒス・マルク名目金額の高までを限り作成することができる。

(二) 個別証券には「清算持分証券」 (Liquidationsanteilschein) の名称を付し、且つその作成の基礎となるライヒス・マルク建株式の名目金額を示さなければならない。その他については、清算持分証券には株券に関する規定を適用する。

(三) 清算持分証券は、有価証券集合銀行 (Wertpapiersammelbank) に提出すべきものとする。第二次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第五条第一項および第二項、ならびに第六条第一項第一段はこれを準用する。

〔訳者注〕 有価証券整理法は、戦争の為に滅失又は紛失した有価証券の法律関係を明らかにする為のもの。正確には一九四九年八月十九日付の「有価証券制度の整理の為の法律」。外にこれを補充する法律その他がある。有価証券集合銀行は、有価証券の集合管理、その振替などを行う機関。

### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

## 第二部 税法的規定

### 第一章 在外財産およびその他の暫定的に評価された財産諸物件

#### 第十二条

(一) 第一条の意味における財産諸物件に対する第二条第二項による最終的掲上価額は、税務上の利益決定については、これを開始価額としてその基礎とする。従来に掲上価額と最終的掲上価額との差額は、税務上の利益決定に当っては顧慮しないものとする。最終的価額として、第一条第三項により最高限として許容せられる価額を掲上するときは、この価額と財産諸物件が返還せられる時における価額との差額は、貸借対照表外において利益より控除することができる。

(二) 第一条の意味における財産諸物件の掲上金額が、第二条第一項第三段に基づいて、財産諸物件の返還後に開始せられた会計年度の年度貸借対照表において初めて変更せられるときは、その変更は所得及び収益の租税については、当該財産諸物件が返還せられた会計年度の年度貸借対照表上既に行われていたものとする。第一項は、第一項第三段による利益よりの控除が、減価償却または価値修正を第一条第三項により必要とする事情の発生した会計年度において行われるものとするとの制限の下に、これを準用する。第一段および第二段は、査定が有効であるか又は時効期間が経過している場合にも適用する。

(三) 第一条の意味における財産諸物件が、その返還後で且つ第二条第一項に定める年度貸借対照表の作成日前に、譲渡せられもしくは経営財産から除却せられたときは、返還後に終了する会計年度の税務上の利益決定については、譲渡もしくは除却せられた財産諸物件に返還の時に付すべき価額を、開始価額としてその基礎とすべきものとする。第一項第二段および第二項第三段は、これを準用する。

(四) 第一条の意味における財産諸物件もしくはこの種の財産諸物件に対する請求権が、返還前に譲渡せられ又は経営財産から除却せられたときは、譲渡もしくは除却の行われた会計年度の税務上の利益決定については、譲渡収入または除却の時ににおける部分価額を、開始価額としてその基礎とすべきものとする。第一項第二段および第二項第三段は、これを準用する。

(五) 第一条の意味における財産諸物件の返還に、直接の経済的関連関係に在る償還金 (Abförsungsbeiträge) および類似の費用は、所得及び収益の租税については控除し得ないものとする。

(六) 第一項乃至第五項は、第三条、第四条第一項及び第四項、第五条ならびに第六条の意味における財産諸物件に準用する。但し第四条第一項及び第四項にいう財産諸物件については、返還の行われた時に代えるに、暫定的評価に対する根拠の消滅した時を以ってする。

(七) 第一項乃至第六項は、固有法第七十四条第四項に掲げる納税義務者につき準用する。

(八) スイスにおけるドイツ財産、嘗てのドイツ・ライヒに対するスイス連邦の債権の規制ならびにドイツの負担調整に関しての、ドイツ連邦共和国とスイス連邦との間の三つの協定に関する一九五三年三月七日付法律 (連邦法令公報 II 一五頁) 第三条第二項は、その適用を妨げられない。

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

〔訳者注〕 部分価額は Teilwert で税法上の概念。第八項は後より追加せられた例外的措置であるという。

#### 第十三条

(一) 第一条、第三条、第四条第一項及び第四項の各場合、ならびに上掲の他の規定に関連しない限りにおいて第五条の場合には、固有法第七十四条第二項及び第三項ならびに第七十五条は、これを適用しない。第一条および第三条の各場合については、第十四条より生ずる規制に拘らず同様とする。

(二) ベルリン旧銀行に対しては第一項を準用する。第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第二十七条は、この限りにおいてこれを適用しないものとする。

〔訳者注〕 ベルリン旧銀行 (Berliner Albanken) の貸借対照表法については、本誌第十二号の拙訳参照。第三次補完法との関連は同稿の小引後段に記載の通りである。

#### 第十四条

(一) 財産供出 (Vermögensabgabe) の目的の為には、第二項により生ずる価額をもつ第一条に掲げる財産諸物件を、財産供出の基礎となる財産とする (負担調整法第二十一条、第八十条)。信用利益供出 (Kreditgewinnabgabe) の目的の為には、これ等は、ドイツ・マルク開始貸借対照表の基準作成日における営利経営の価額の決定に当り (負担調整法第六十七条第五項)、併せて顧慮すべき財産とする。

(二) 価額決定 (第一項) の為には、第十二条により税務上の利益決定の為に基礎とせられる開始価額より出発すべきものとする。但し少くとも評価法第二十六条により当該の時に生ずべき価額を下ることを得ない。この価額より、第十二条第五項にいう費用を控除する。その残額は、ドイツ・マルク開始貸借対照表の作成日より価額



決定（第一項）に至るまでの期間に対する、複利計算による利子額だけ減額するものとする。この場合百分の三・五の利率より出発し、利子控除の期間は、その端数を一年に切上げる。物的財産は、利子控除については貨幣的財産と同様に取扱うべきものとする。これによって算出せられた価額は、財産供出および信用利益供出の目的の爲には、一九四八年六月二十一日——ベルリン州 (Land Berlin) にあっては一九四九年四月一日——に確定せられた営利経営の統一価額に、これがこの統一価額の掲上金額を超過する限り、その差額を加算するものとする。

(三) 第二項の基準による財産供出の四半年分の金額は、第一条の意味における財産諸物件のそれに該当する限り、一九五二年四月一日より、返還もしくは返還に先立っての譲渡（無償の場合をも含む）が行われる歴年の四半年末に至る迄の期間については、これを引上げない。第十二条第四項の意味における除却の場合についても亦同様とする。第一段は信用利益供出にこれを準用する。

(四) 第一項乃至第三項は、第三条にいう財産諸物件に準用する。

(五) 第一項乃至第四項は、固有法第七十四条第四項に掲げる納税義務者にこれを準用する。

(六) 財産供出および信用利益供出に関する決定 (Bescheide) に対しては、第一項乃至第五項より生ずる法律関係を斟酌しての新決定がこれに代わるものとする。統一的確定 (Feststellung) または査定 (Veranlagung) が法律上有効であり、もしくは時効期間（負担調整法第二百三条第三項）が経過済の場合についても亦同じとする。代わる決定が既に法律上有効であるときは、従前の決定において行われた裁決 (Entscheidung) が不当である (unzutreffend) との理由で、新決定を取消することはできない。

第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

(七) 次の各規定はその適用を排除されない。

一、スイスにおけるドイツ財産、嘗てのドイツ・ライヒに対するスイス連邦の債権の規制ならびにドイツの負担調整に關して、ドイツ連邦共和国とスイス連邦との間の三つの協定に關する、一九五七年六月二十二日付の法文（連邦法令公報Ⅱ四九七頁）においての一九五三年三月七日付法律（連邦法令公報Ⅱ一五頁）第三条第一項、第四条及び第四条c乃至第四条e、一九五四年四月十日付スイスにおけるドイツ財産の財産供出に關する命令（連邦法令公報Ⅰ八八頁）、及び従前のドイツ・スイス間の交互計算取引の清算に關する、一九五六年七月十六日ボンにて署名のドイツ連邦共和国及びスイス連邦間の協定に對する一九五七年四月四日付法律（連邦法令公報Ⅱ六六頁）第二条。

二、スエーデンにおけるドイツ財産、工業保護權（*Gewerbliche Schutzrecht*）の復活ならびにドイツの負担調整に關して、ドイツ連邦共和国とスエーデン王国との間の、一九五六年三月二十二日ボンにて署名の三つの協定に對する一九五六年七月二十三日付法律（連邦法令公報Ⅱ八一頁）第三条第二項。

三、ポルトガルにおけるドイツ財産、工業上の権利保護（*Gewerblicher Rechtsschutz*）關係及び従前のドイツ・ポルトガル間の交互計算取引の清算に關する、ドイツ共和国とポルトガル共和国間の一九五八年四月三日付三協定に對する一九五九年三月二十五日付法律（連邦法令公報Ⅱ二六四頁）第七条。

四、従前のドイツ・イラン間の交互計算取引の清算に關するドイツ共和国とイラン王国間の、一九五九年十二月二十二日付協定に對する一九六一年三月十四日付法律（連邦法令公報Ⅱ一〇五頁）第二条。

(八) 第四条第一項および第四項の意味における財産諸物件は、財産供出の基礎となる財産（負担調整法第二十

一条、第八十条）と見做さず、信用利益供出の目的の為に、ドイツ・マルク開始貸借対照表の基準作成日において、営利経営の価額の決定に当り顧慮すべき財産（負担調整法第六十七条第五項）と見做さない。第五項および第六項はこれを準用する。

〔訳者注〕 財産供出、信用利益供出は、孰れも訳者の私造訳語。これ等は負担調整法に基く供出で、信用利益は、幣制改革によって生じた債権者損失を債権者利益が超過する額に基づいて算出されるもの。

## 第十五条

監理委員会法第五号 (Kontrollratgesetz Nr. 5) 又は外国におけるこれに該当する規範によって定まり、又は軍政府法律第五十三号、在ベルリン連合国司令部命令BK/O(46)337、もしくはベルリンの米・英及び仏地区の司令官による命令第五百号によって引渡を受けた、財産諸物件の返還に関連して獲得し、且つ所得税法第四条第一項又は第五条によって決定せられない収入は、所得税法第三十四条の税率により所得税を課し、又は団体税法の税率の四分の一により団体税を課すものとする。第十二条第二項第三段および第五項はこれを準用する。

〔訳者注〕 団体税は Körperschaftsteuer の訳語。わが国では一般には法人税と訳されているが、その性質から特に別語を採る。

## 第二章 参加の掲上価額の再修正

### 第十六条

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

(一) 第七条による参加の掲上金額の再修正には、固有法第七十三条第四項および第七十四条第二項乃至第四項を適用する。税務開始貸借対照表において修正せられた掲上価額は、一九五五年十二月三十一日以前に終了する会計年度の税務貸借対照表上これを維持すべきものとする。固有法第七十五条は、統一価額の変更に ついても、一九五〇年一月一日、一九五一年一月一日および一九五二年一月一日には、修正価額を基礎とすることを条件として、これを適用する。一九五二年一月十六日の、歴年度一九四九年乃至一九五一年の財産評価（一九四九年の基礎査定）の為の法律（連邦法令公報I二三頁）第九条および第十条第一項は、この限りにおいて適用しない。第十二条第二項第三段は準用する。

(二) 税務開始貸借対照表には、第一条第三項の準用により修正貸借対照表に、より低い価額が掲上せられているときにおいても、第七条第三項第一段前半により許容せられる価額を掲上することができる。前段による税務開始貸借対照表の修正は、おそくも、第七条第四項に定める年度貸借対照表を、財務官庁に提出する日に行わなければならない。第一項はこれを準用する。

(三) 譲渡もしくは除却のとき、なお第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第四条第一項第二段の意味における参加の性質を有する資本会社に対する持分が、譲渡せられもしくは経営財産から除却せられたときは、譲渡または除却が無かった場合第七条もしくは第二項による掲上価額の再修正の条件がこれ等につき存在すべきとき、税務開始貸借対照表上のこれ等の掲上価額を、更めて修正することができる。第七条第三項第一段前半および第一項はこれを準用する。

【訳者注】 第一項の「統一価額の変更にひついで」の原語が、bei Wertfortschreibungen und bei Fortschreibungsgesetz

vom 10. 3. 1949 に基いてする、統一価額変更に関する税務上の措置を指すから、その意味の語を当てたものである。基礎査定は財産税につき行われる三年間に亘る査定で、原語 Hauptveranlagung に当つたもの。

## 第十七条

(一) 第七条に基いて参加の掲上価額の再修正を行った貨幣機関、保険業および建築貯蓄金庫に対しては、財産供出に關し次の各号を適用する。

1 負担調整法第十九条第一項による免除は、第七条による掲上価額と第三次ドイツ・マルク貸借対照表補充法第一条乃第九条による掲上価額との差額が、換算計算書に基いて割当てられた調整債権 (Ausgleichsfordernung) の額を超過する限り、その適用がない。

2 負担調整法第十九条第二項による財産供出の軽減については、前号にいう差額はこれを、一九五八年七月十九日付の文言における負担調整法による調整供出に關する第十二次施行令 (連邦法令公報 I 五三三頁) 第四条により減額せらるべき、供出債務の高に加算すべきものとする。

3 ベルリン旧銀行については、負担調整法による調整供出に關する第十二次施行令第八条の場合には第一号を、同第九条の場合には第二号を準用する。

(二) 財産供出に關する決定は、第一項より生ずる法律關係 (Rechtslage) を斟酌した新決定がこれに代わるものとする。統一的確定もしくは査定が法律上有効であり、もしくは時効期間 (負担調整法第二百三条第三項) が経過後の場合についても亦同様である。第十四条第六項第二段はこれを準用する。

〔訳者注〕 第一項第二号の「減額せらるべき、供出債務の高」とは減額後の債務の高の意。減少額そのものではない。

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

### 第三章 保険業および建築貯蓄金庫の退職給与引当金に対する税法的規定

#### 第十八条

第三次ドイツ・マルク貸借対照表補完法第二十三条は、保険業および建築貯蓄金庫に対し、一九六〇年十二月十五日以降に終了する会計年度につき、百分の三の計算利率に代えて百分の三・五のそれを以って代えることとして、これを適用する。

## 第三部 終 結 規 定

#### 第十九条

本法が固有法に関連する限り、その適用範囲に応じ、一九四九年八月二十一日付、ドイツ・マルクによる開始貸借対照表および資本の新決定に関する法律（固有法）（連合経済地域管理部法令公報二七九頁）は、一九四九年十月十三日付の命令（連邦法令公報一九五〇年二頁）により、バーデン、ヴェルテンベルグ・ホーヘンツォレルン及びバイエルン地区リンダウに適用が拡張せられて居り、もしくは固有法とは一九四九年九月六日付、ドイツ・マルクによる開始貸借対照表および資本の新決定に関するラインラント・ファルツ州の州法（ラインラント・ファルツ州政府法令公報第一部四二二頁）を意味すると解釈すべきものとする。

〔訳者注〕 一九四九年のドイツ・マルク貸借対照表法 (D-Markbilanzgesetz) を本訳文にては固有法として略称したことは、第一条の訳文中に明らかにしておいた通りであるが、本法におけるこの語はまたラインランド・ファルツについては、同名称の同州法を意味することを明らかにしたものである。

## 第二十条

(一) 本法は、一九五二年一月四日付第三次経過法 (Überleitungsgesetz) (連邦法令公報 I 二頁) 第十二条第一項、第十三条第一項の制限の下に、ベルリン州にも適用する。

(二) 第一項による本法の適用については、次の各号を適用する。

1 本法が固有法もしくはドイツ・マルク貸借対照表補完法の規定に関連する限り、一九五〇年八月十二日付、ドイツ・マルクによる開始貸借対照表および資本の新決定に関するベルリン州法 (大ベルリン命令公報 I 三二九頁) の該当する規定、ならびに一九五一年五月二十四日付、ドイツ・マルク貸借対照表の変更及び補充のためのベルリン州法 (ベルリン法令公報三八二頁) の該当する規定が、これに代わるものとする。

2 本法が有価証券整理法の規定に関連する限り、一九四九年九月二十六日付、有価証券制度の整理のためのベルリン州法 (大ベルリン命令公報 I 三四六頁) の該当する規定が、これに代わるものとする。

3 本法が一九五二年一月十六日付、歴年度一九四九年乃至一九五一年度の財産評価 (一九四九年の基礎査定) の為の法律 (連邦法令公報 I 二二頁) 第九条、第十条に関連する限り、一九五四年三月九日付、ベルリンにおける財産課税の新規制に関する第二次法 (ベルリン法令公報一四〇頁) 第十条、第十一条が、これに代わるものとする。

### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補完法

#### 第四次ドイツ・マルク貸借対照表補充法

〔訳者注〕 ベルリン地区に本法を適用する場合の、代つて適用せられるベルリン関係のものを指示したものであるが、ベルリン・ドイツ・マルク貸借対照表法については、本学経済研究叢書第四冊の拙稿第七頁以下を参照。

#### 第二十一条

本法は一九六一年七月一日にこれを施行する。